

委員会報告

予算常任委員会

委員長 梅村 彦一

◆新病院建設工事に本格着手。

一般会計総額255億4千万円は

前年度比6%増の積極予算

平成22年度の市政運営の柱となる当初予算案は、「地域経済対策」「子育て・高齢者支援」「医療の充実」「実効性のある教育の推進」を基本方針として編成されました。



公立高島総合病院の完成イメージ

一般会計当初予算案は、対前年度比(6月

補正後との比較)で6.0%増、金額では14億5千万円増の255億4千万円で編成されました。

地域のなか核病院である公立高島総合病院は、平成24年春の開院に向けて今年度から2カ年の継続工事に着手することになり、これに関連する今年度事業費(15億9千万円)が大幅増となっています。その他、新病院の開院に合わせてJR近江高島駅にエレベータを設置するための調査費(1千1百万円)、介護老人保健施設の整備補助(4億2千万円)、地域密着型介護老人福祉施設などの整備補助(6千1百万円)、私立保育園の整備補助(3億2千万円)、有害鳥獣の駆除(9千8百万円)などです。

平成22年度当初予算額

会計区分	予算額	前年度比(△は減)	
一般会計	255億4,000万円	14億5,346万円	
特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	56億3,400万円	3億3,270万円
	(直診勘定)	7,530万円	△1,790万円
	老人保健医療特別会計	1,330万円	△814万円
	後期高齢者医療事業特別会計	5億3,300万円	7,680万円
	農林業集落排水事業特別会計	5億7,600万円	△3,420万円
	下水道事業特別会計	24億8,700万円	△1億8,130万円
	熱供給事業特別会計	1,380万円	△10万円
	土地取得特別会計	2,654万円	△672万円
	介護保険事業特別会計	38億5,600万円	1億2,750万円
	訪問看護ステーション事業特別会計	7,500万円	△400万円
事業会計	水道事業会計	13億8,630万円	△1億472万円
	病院事業会計	59億4,536万円	15億2,732万円
	介護老人保健施設事業会計	3億3,380万円	△734万円
予算総額	464億9,541万円	31億2,249万円	

※前年度対比は6月補正後の額と比較

がい者への福祉施策、国保事業や高島総合病院の経営や建設に関すること、指定管理者制度に関する採決の結果、議論され、採決の結果、一般会計を始めとする平成22年度の13会計の当初予算案は、いずれも原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

また、一般会計補正予算を含む7会計の平成21年度補正予算案については、国の経済対策臨時交付金などを財源として一般会計で11億4千万円増、特別会計および事業会計で2億1千万円増の大型補正となり、いずれも原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

停滞する経済環境による市税の減収や高齢化対策など福祉的経費の増大により、今後の財政運営はますます厳しいものとなること予想されます。地域の経済や市民生活を守るために、予算の迅速かつ機動的な執行が求められます。

総務常任委員会

委員長 宮内 英明

◆市役所の機構改革の条例などを審査

今期定例会におきまして、総務常任委員会が付託を受けました議案12件の審査及び請願1件の審査を行うため3月3日に委員会を開催し、その結果を報告いたします。

議決案件として、①財産の取得については、安曇川町田中(県農業試験場跡地)を、滋賀県より取得。②財産の処分については、旧北船木老人憩いの家を、



移動通信鉄塔(麻生横谷)

認可地縁団体北船木区に譲与。③市役所の機構改革に伴う、高島市部設置条例。④高島市職員定数条例。⑤高島市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償等に関する条例。⑥高島市職員の給与に関する条例。⑦高島市職員の育児休業等に関する条例。⑧高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例のそれぞれ一部を改正。⑨

国より交付される地域活性化・経済危機対策臨時交付金について、保育園整備のための基金設置条例。⑩国保会計の安定運用のため、財政安定化資金貸付基金条例の一部改正。⑪県からの移管事務に伴う事務手数料条例の一部改正。⑫携帯電話の不感地域解消のための移動通信鉄塔の設置および管理に関する条例の一部改正の計12件であり、全て全員賛成で「可決すべきもの」と決しました。

また、付託を受けた請願、市立図書館臨時職員(司書を含む)の安定雇用と再任用への道を開き現行の利用者サービスの継続向上を求める請願については、「不採択とすべきもの」と決定いたしました。

文教福祉常任委員会

委員長 石田 哲

◆福祉関係4条例の一部改正案を審査

3月5日、当委員会の付託4議案の審査を行いました。議案第18号、福祉医療費助成条例の一部改正案は、市外に住所を有する重度心身障害者(児)が市内施設に入所されている場合の福祉医療費助成について、住所のある市が負担する制度に改正するもので、全員一致で「可決すべきもの」と決しました。

次に、議案第19号は、児童福祉法の改正により「保育」の概念が「家庭的保育事業」と「保育所における保育」に区分されたことにより、市の関係条例の文言を改正するもので、全員一致で「可決すべきもの」と決しました。



はあとふるマキノ

議案第20号、在宅介護サービスセンターの設置および管理に関する条例の一部改正案は、居室使用料を徴収するなどの条例改正案です。利用者の負担を考慮し2年間の激変緩和措置を講じるほか、支払い困難な場合における減免措置も規定されること確認され、賛成多数で「可決すべきもの」と決しました。

議案第21号、高島市訪問看護ステーション等の設置および管理に関する条例の一部改正案は、居宅系施設や障害福祉サービス事業所の訪問看護を可能にする条例改正案で、全員一致で「可決すべきもの」と決しました。